

第8章 土 壤

第1節 土壌の現況

土壌汚染の対策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）により、農用地における調査、対策等が行われてきました。

また、平成3年度の環境庁告示（平成3年8月23日付け告示第46号）により、公害対策基本法の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準が設定され、市街地も含めた土壌環境保全の取組がされています。

さらに、平成15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がされています。平成27年度末現在、県内で同法に基づく特定有害物質に汚染されている地域として指定された地域は4ヶ所あります。

第2節 土壌汚染の防止対策

農用地の土壌汚染の防止対策については「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、ヒ素等の有害物質による汚染地域を指定するとともに、指定地域におけるさらなる汚染の防止及び有害物質の除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るための対策計画を策定し、対策事業を行うことになっています。

昭和59年に対策工事を完了した地域の土壌については、対策の効果を把握するために調査を行っていますが、有害物質による汚染は工事前に比べて大きく減少しており、ヒ素濃度は基準値(15ppm)に比べて著しく小さい値で推移しています。

また、「土壌汚染対策法」に基づき届出がなされた一定規模以上の土地の形質の変更届出について、当該土地の特定有害物質による汚染のおそれの有無を審査し、汚染のおそれが認められた場合には、届出者に対して土壌汚染状況調査の実施を命令するなど、土壌の汚染状況を把握しています。